

2013年9月25日 全10頁

IFRS (国際会計基準) の金融商品会計

検討状況の概要

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- わが国では、IFRS (国際会計基準) の任意適用要件緩和に向けた規則改正、ASBJ (企業会計基準委員会) における IFRS のエンドースメント手続きの検討などが進められているところである。
- 本稿では IASB (国際会計基準審議会) のプロジェクトのうち、金融商品会計の検討状況についてとりまとめる。
- テーマとしては、金融商品の分類と測定 (評価方法)、金融資産の減損、ヘッジ会計、マクロヘッジ会計を取り上げた。

1. はじめに

わが国への IFRS (国際会計基準) の導入を検討していた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が、2013年6月20日に、報告書「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」を公表している。報告書では、IFRS の任意適用要件の緩和 (2013年8月26日に、連結財務諸表規則等の改正案のパブコメを開始、改正後の規則は公布日から施行)、IASB (国際会計基準審議会) が策定した IFRS の個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば IFRS の一部基準を削除・修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることを提案 (2013年8月から、ASBJ (企業会計基準委員会) で検討開始) している。IFRS の任意適用企業の増加、あるいは、ASBJ でのエンドースメント IFRS の検討を通じて、IFRS への関心が今後再度高まっていくものと思われる。本稿では、IFRS で検討されている会計基準の中で、資本市場関係者にとって重要性が高いと思われる金融商品会計の検討状況について取りまとめる。

2. IFRS の金融商品会計基準見直しの経緯

IASB における金融商品会計基準の見直しの検討が加速したのは、リーマン・ショックを契機

とする金融危機以降である。既にそれ以前から、現行の基準（IAS39号）の内容が複雑である等の理由で、全般を簡素化するプロジェクトがIASBとFASB（米国財務会計基準審議会）共同で進められていた。2008年3月には、IASBは長期的には全ての金融商品を公正価値（時価）で評価してその変動を損益に計上する全面時価会計を目指しつつ、当面は満期保有目的投資や売却可能証券（わが国の「その他有価証券」）といった評価分類の削減やヘッジ会計の簡素化を行うこととする討議資料を公表した。

しかし、金融危機において、一部で金融商品の時価評価に対する批判が高まったことなどを受け、IASBは従来の全面時価会計を目指す方針から、償却原価による評価が適切な場合もあると認める方向に転換し、2009年3月のIASBとFASBの合同会議では、両者の金融商品の会計基準を共通の基準に置き換えるとともに、簡素化を図ることを決定した。

この金融商品会計基準の見直しプロジェクトは、時間をかけて検討することが想定されていたが、2009年4月2日に開催されたG20ロンドン金融サミットでは、IASBとFASBに対して2009年中に金融商品の会計基準の複雑さを削減し、単一の質の高い会計基準を設定することを求めた。これを受けて、IASBは、2010年中に、IAS39に代わる包括的な新基準を設定するスケジュールで見直しに取り組むこととした。

金融商品会計基準の見直しプロジェクトでこれまで検討されてきたテーマは、下記のとおりである。IASBは、それぞれのテーマについて別々に検討してきた。これに対してFASBは、当初は金融商品の分類と測定方法、金融資産の減損、ヘッジ会計について、包括的に検討し2010年5月に公開草案を公表した。この公開草案は、IASBの検討内容と乖離が大きく、その後、FASBは、IASBと調整を図りながら検討を続けてきた。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ①金融商品の分類と測定方法（評価方法、時価評価の範囲など） | ②金融資産の減損 |
| ③ヘッジ会計 | ④時価（公正価値）の測定 |
| | ⑤資産と負債の相殺表示 |

作業は難航しており、現在までのところ、IFRSと米国基準の間で、基準の内容がほぼ統一されたのは、時価の算定方法を定めた④のみである。⑤についても、プロジェクトは終了したが、結局、両基準の違いは解消せず、注記で調整を図ることとした。G20は、2013年2月以降、IASBとFASBに対して、質の高い単一の基準を達成するための未決着のプロジェクトに関する作業を2013年末までに最終化することを、再三、要請している。

3. 金融商品の分類と測定

(1) 金融資産

金融商品会計プロジェクトで最も重視されたテーマといえる。金融商品の時価会計が金融危機を増幅しているとの批判を受けて検討を開始し、2009年11月にはIASBが新基準IFRS9号「金融商品-分類と測定-」を公表し、金融資産の評価方法を決定した。その後、2010年10月に金融負債の評価方法に関する規定を盛り込んだ。IFRS9号では、金融資産は時価で評価しその変動を損益に計上するか、償却原価で評価するかのいずれかで評価することを基本とし、償却原価の

適用範囲を「満期保有目的」のものに限定せず、次の要件の両方を満たすものに拡大している。

- ①契約条件が特定日に元本とそれに基づく金利の支払のみからなるキャッシュ・フローを発生させるものであること
- ②保有する企業や部門等のビジネス・モデルが、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルであること

①は貸付や債券などの負債性金融資産を想定している。IFRS9号により債券については、償却原価で評価できる範囲が拡大した。

これに対して、株式などの持分金融商品は、償却原価では評価できず、時価の変動を損益に計上する（Fair Value Through Net Income、以下 FV - TNI という）ことが原則となる。ただし、企業が指定した持分非金融商品に関しては、OCI（Other Comprehensive Income、「その他の包括利益」）に計上することができる（OCI オプション）。これは、持合株式や政策投資株式などの保有が多いわが国の企業に配慮したものとされている。ただし、OCI オプションを適用した持分金融商品については、売却時において、その時点までに OCI に計上した評価差額の累計を当期の損益に振り替えること（リサイクリング）は認められていない。すなわち、株式の売却損益の計上による当期の損益の調整を行うことはできないこととされている。減損についても計上しない。一方、配当は、投資元本の償還に当たるものを除いて、当期の損益に計上できる。このリサイクリングが認められない点は、わが国の、財務諸表の作成者（企業）や学識者からは、強い批判が寄せられているところであり、上述したエンドースメント IFRS の検討や、IASB の概念フレームワークの検討などにおいても、焦点となることが予想される。

仕組債は、元本と利息の支払いのみからなる金融商品とは言い難いため、時価の変動を損益に計上することになる。この IFRS9 号は、当初は 2013 年からの適用を予定していたが、IFRS の最大のユーザーである EU が、時価会計の範囲が広すぎる等の理由でこの改正内容をいまだに受け入れていないことや、ヘッジなど他の項目の見直しもあることから、2015 年 1 月に発効することとされていた¹。

一方、米国が 2010 年 5 月の公開草案で示した案は、IFRS9 号よりも、時価評価を幅広く適用する内容となっていた。その後、IASB と FASB の間で調整が図られたが、FASB は貸付・債券等の負債性金融資産について、償却原価で評価できる範囲を IFRS9 号よりも限定する一方で、時価の変動を当期損益ではなく、「その他の包括利益」に計上する分類（以下 FV-OCI とする）の導入する方向で検討するなど、両者のかい離はなかなか縮小しなかった。

その後、IASB は、2011 年 11 月に方針を転換し、IFRS9 号に対する実務からのフィードバック、保険会計のプロジェクトとの整合性（保険負債の評価額の毎期の変動のうち、割引率の変動に起因する部分は OCI に計上すること等を盛り込んだ公開草案を 2013 年 6 月に公表）を図ること、

¹ IASB は 7 月に下記を暫定的に決定した。

- IFRS9 号の強制適用の時期をさらに延期する。
- 公正価値オプションを金融負債に適用して公正価値（時価）で評価し、その変動を OCI に計上する部分については、IFRS9 号の完成版が発行される前から適用可能とする。

FASB とのコンバージェンスを念頭に、一部の債券について FV-OCI による評価を適用する事業モデルを設けるなど、IFRS9 号を限定的に修正する案を 2012 年 11 月に公表した。一方、FASB も、貸付金や債券などの負債性金融資産については、ほぼ同様の内容の会計基準の公開草案を、2013 年 2 月に公表した。

図表 1 IASB・FASB が検討中の分類カテゴリー

評価方法	要件	
	契約キャッシュ・フローの特性	事業モデル
償却原価	○(達成)	償却原価に関する事業モデル
FV-OCI	○(達成)	FV-OCIに関する事業モデル
FV-TNI	○(達成)	上記以外の事業モデル
	×(未達成)*	事業モデルは関係無し

*IASBでは株式のOCIオプションの見直しは俎上に上がっていない。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

①契約キャッシュ・フローの特性要件

IASB の公開草案では、前述した①については、金融資産が元本とそれに基づく金利の支払いからなり、金利は貨幣の時間的価値と信用リスクのみを反映していることを求めている。これらの経済的関係が改変される場合（例えば金利が改定され、その改定の頻度が金利の期間と合っていない場合など）、保有企業は、その金融資産と比較可能な、元本と利息のみからなる、ベンチマークとなる金融商品を想定し、対象金融資産とキャッシュ・フローを比較する。これらの違いが重大ではないとは言えない場合は、契約キャッシュ・フロー要件を満たさない。例えば、わが国の 15 年変動利付国債は、金利の改定期間は半年だが、基準となる金利は 10 年物の国債の金利である。これは、現在の IFRS9 号の契約キャッシュ・フロー要件を満たさないと解されているが、公開草案の経済的関係の改変として分析した場合でも、契約キャッシュ・フローの要件を満たさないのではないかという意見が有力な模様である。

②ビジネス・モデル要件

IASB の公開草案では、①の要件を満たす金融資産を、「契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的で保有する」場合は、FV-OCI での評価を認めることとしている。

米国の公開草案の内容も上記とほぼ同様である。

(2) 金融負債

IFRS9 号では、金融負債は、一部の例外を除き、償却原価で評価することとしている。ただし、下記 (3) の公正価値オプションを適用する場合、金融負債の公正価値（時価）の変動額のうち、自社の信用リスクに基づき生じた変動額は OCI に計上する。当該変動額は、金融負債の移転や

償還の際に、リサイクリング（当期損益への振替）は行わない。

FASB の公開草案でも、金融負債は償却原価で評価する。ただし、契約開始時の企業の事業戦略が、第三者に移転する等、時価により取引することである場合や、金融負債が空売りから生じるものである場合は、FV-TNI で評価する。また、金融資産が、ノンリコースの金融負債の清算に用いられる場合、当該ノンリコースの金融負債は、関連する金融資産と同じ方法で評価する。

金融機関が受け入れている流動性預金のうち残高が滞留している部分、即ちいわゆるコア預金については、FASB の 2010 年 5 月の公開草案では、再測定金額（平均残高を、暗黙の満期期間にわたる代替資金レートとコア預金提供総コスト込レートとの差に基づき割り引いた金額）で評価することとしていた。しかし、2013 年 2 月の公開草案ではこれを撤回しており、償却原価で評価することを想定している。その代わりに、コア預金の残高、加重平均した暗黙の満期期間、コア預金提供総コスト込レートを注記で開示することとしている。

(3) 公正価値オプション (FV0)

IFRS9 号では、金融商品の当初計上時に、その金融商品の公正価値（時価）の変動を当期の損益に計上するものとして、予め指定することができる（公正価値オプション-Fair Value Option）。この特例は、金融資産については、対応する金融負債との会計上のミスマッチを解消する場合、金融負債については、対応する金融資産との会計上のミスマッチを解消する場合や、その金融負債又は金融資産と金融負債のグループが文書化されたリスク管理戦略・投資戦略により公正価値（時価）により業績を評価・管理され、経営幹部に情報が報告されている場合に適用できる。米国基準でも、金融資産及び金融負債のグループに対して公正価値オプションの適用を認めることとしている。

この公正価値オプションについて IASB では、2012 年 12 月の公開草案で、FV-OCI に分類される貸付・債券にも適用できることとしている。他方で、FASB の公開草案では、公正価値オプションの適用を下記の場合に制限することとしている。

- 金融資産及び金融負債のグループに対しては、金融資産と金融負債（いずれもデリバティブも可）のネットのエクスポージャーを公正価値（時価）で管理し経営陣に報告している場合
- 公正価値オプションが認められなければ FV-OCI で評価される金融資産
- 区分経理の可能性のある特定の複合金融負債

この金融商品の分類と測定について、IASB と FASB は、公開草案へのコメントを受けて、検討を継続している。合同での審議も開始しており、IASB、FASB 共に 2014 年上半期中に新基準を公表する予定である。

図表 2 IASB と FASB の公開草案の金融商品の評価方法比較

IASB/米国(現行)		IASB(IFRS)の新公開草案(2012.11)	米国FASBの新公開草案(2013.2)
金融商品の分類	評価方法		
売買目的/デリバティブ※1	時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)
満期保有投資(米国は満期保有目的の債券)	償却原価法※2 減損あり	償却原価法 ※4かつ※5、※6	償却原価法 ※4かつ※5、※11、※12
貸付金及び債権	償却原価法※2 減損あり(DCF法)	減損あり(信用状況に応じて3つのバケットに区分した予想損失アプローチ)	減損あり(全期間の予想損失アプローチ)
売却可能金融資産 (米国は売却可能証券)	時価評価(OCI※3経由) ・減損あり ・リサイクリングあり	債券等	債券等
		時価評価(OCI※3経由)※4かつ※7 減損・リサイクリングあり	時価評価(OCI※3経由)※4かつ※7 減損・リサイクリングあり
		時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)
		株式等	株式等
		時価評価(OCI※3経由)※8 減損・リサイクリングなし	時価評価(当期損益計上)※13
		時価評価(当期損益計上)	
金融負債	償却原価法※2	償却原価法	償却原価(通常はこちら) 又は 時価評価(当期損益計上)※14
コア預金	額面(要求払い金額)	公正価値オプション※9を適用する場合は時価評価(当期損益計上)。※10	公正価値オプション※15を適用する場合は時価評価(当期損益計上)。※16

※1 ヘッジ目的のデリバティブを除く。

※2 当該金融資産の契約条件が特定日に元金の支払からなるCFのみを生じさせるものである。

※3 保有企業・部門等のビジネスモデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)を回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※4 売却損益は独立した勘定科目(「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目)として表示

※5 保有企業・部門等のビジネスモデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)を回収と売却の両方の目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※6 企業が指定した持分金融商品が対象

※7 いわゆる会計上のミスマッチー資産・負債の評価や損益の計上において生じる不整合を除去又は大幅に削減する場合は、金融商品を最初に計上する際に、時価評価(損益計上)するものとして指定することが認められる。

※8 企業自身の信用状態の変動による時価の変動はOCI経由で計上する(リサイクリング無し)。

※9 売却に関して、現行基準の満期保有目的の債券の規定を一部引き継ぎ

※10 売却損益は計上。当期の金利収入や信用損失とは区分して表示

※11 市場性の無い持分証券(株式など)については修正コスト(取得原価+観察可能な価格変動で調整、減損あり)も可能

※12 企業の事業戦略が事後的に時価で取引する(例えば第三者に移転)意図である・ショートセールのないいずれかに該当する場合

※13 金融資産・金融負債のグループのネットのエクスポージャーを時価で管理しており、経営陣に報告している企業が当初計上時に選択する場合や一定の複合金融負債などに認められる。

※14 企業自身の信用状態の変動による時価の変動をOCIに含めて別個に表示する(リサイクリングは有り)。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 金融資産の減損

金融資産の減損の手法も、G20 のロンドン金融サミットなどの意向を受け、トリガーとなる事象の発生を減損の要件とする現行基準の手法(発生損失アプローチ)から、トリガーとなる事象に関係なく予想される損失を反映させる「予想損失アプローチ」に改める方向で検討されている。

IASB は 2009 年 11 月に、金融資産の減損の会計処理の改正のための公開草案を公表した。当該公開草案では、金融資産を最初に取得したときに、その予想損失を将来キャッシュ・フローに反映し、その割引現在価値が金融資産の取得価額と一致するような実効金利を算出し、当該実効金利に基づいて満期にわたって収入(利息)を計上することとしていた。すなわち、当初の予想損失は実効金利に反映して期間配分し、その後生じた期待損失の増減については「貸倒引当金」の計上を通じて、金融資産の帳簿価額に反映することとしていた。

しかし、この公開草案に対しては、金融機関の実務、特に中身が入れ替わる貸付金のオープン・ポートフォリオの管理手法と整合しないとの批判が寄せられた。そこで、IASB は FASB と共同で検討を重ね、2013 年 3 月に、3 つのステージに分けたアプローチ(図表 3 参照)を盛り込んだ会計基準案を公表している。

図表 3 金融資産の減損に関する IASB の 2013. 3 公開草案の概要

分類	ステージ1	ステージ2	ステージ3
対象	◇ステージ2にもステージ3にも該当しない金融資産が含まれる。 ◇原則として、当初は、ステージ1に分類される。	報告日において ◇当初認識時以降、信用リスクが著しく増大(PDの著しい増加、支払期日を30日超経過*1など)しており、かつ ◇信用リスクが低いとはいえ ない場合(例えば「投資適格」の格付けより低い場合)	報告日時点で客観的な減損の証拠*2がある金融資産
予想信用損失	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	全期間の予想信用損失
利息の計上方法	総額での帳簿価額×実効金利*3		償却原価*4×実効金利

*1支払期日を30日超過する場合は、信用リスクの著しい増大に該当するとの反証可能な推定あり

*2発行者・債務者の重大な財政的困難、契約違反(債務不履行・元金の支払延滞など)、借り手の財政上の困難に伴う貸し手の譲歩、借り手の破産・財務上の再編の可能性が高くなった、財政上の困難による対象金融資産の活発な市場の消滅、信用損失を反映したディープディスカウントでの金融資産購入

*3残存期間の見積もりキャッシュ・フローを金融資産の帳簿価額・金融負債の償却原価まで割り引く率。予想信用損失は織り込まない。

*4総額での帳簿価額－損失評価引当金

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

これに対して、米国の FASB は、全予想損失を計上する方法に統一する内容の公開草案を 2012 年 12 月に公表している。IASB のアプローチでは、ステージ 1 では、今後 12 ヶ月に生じる損失事象に基づく将来の損失、ステージ 2、3 では全予想損失を計上することとしており、この 2 種類の評価を用いるアプローチ (dual-measurement approach) が財務諸表の利用者にとってわかりにくいというのがその理由である。

IASB と FASB は、公開草案へのコメントを受けて、検討を継続しており、合同の審議も再開している。IASB は、2014 年上半期に新基準を公表する予定である。

5. ヘッジ会計

IASB は、2010 年 12 月にヘッジ会計の公開草案を公表した。公開草案では、現行のルールベースのヘッジ会計の基準を、より密接にリスク管理活動に沿ったものに改める内容となっている。ヘッジの有効性評価、ヘッジ対象の指定方法、会計処理など広範な範囲にわたって見直しを提案していたが、いくつかの部分はその後の審議で修正された。実質的な議論は終了しており、2012 年 9 月に見直し後のレビュードラフトが公表されている。2013 年第 4 四半期 (10～12 月) に新基準が公表される予定である。公開草案の内容とその後の修正をまとめると図表 4 のとおりである。

ヘッジの有効性評価については、定量的な評価における現行の数値基準 (ヘッジ対象の公正価値等の変動をヘッジ手段が 80%から 125%カバー) を廃止し、目的ベースの判断基準を設けることとしている。ヘッジ関係がヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合はヘッジ会計の要件を満たすようバランス再調整 (ヘッジ比率の調整等) を行うこととしており、ヘッジ指定の

図表4 IASBのヘッジ会計見直し案（一般的なヘッジ）

	現行	ED	レビュードラフト(2012年9月)
リスク管理との関係	関連性は必要ない。	密接な関連性が期待される。	
ヘッジ会計の目的	明確な記載なし	純損益に影響を与えるものが対象	FVOCI指定の株式等も対象として認める。
ヘッジ手段	外貨リスクを除き、現金商品は不適格	FV-TNIの現金商品は適格	FVOを適用してFV-TNIとなったものも対象。ただし、信用リスクの変動がOCI計上される金融負債は対象外
ヘッジ対象	●デリバティブは対象外 ●非金融商品は全体又は為替リスクのみ対象	●デリバティブも対象 ●非金融商品も含め、リスク要素のヘッジ可能	—
■階層アプローチ	予定取引以外は不可	●予定取引以外も可能 ●ただし、期限前償還オプションのついた契約が入っている階層は、オプションの公正価値がヘッジされたリスクの影響を受ける場合は、公正価値ヘッジとして不適格	期限前償還オプションの付いた契約も、ヘッジ対象(階層)のFV変化を決めるに当たり、期前償還オプションの効果を反映していれば適格
■グループヘッジ	ヘッジ対象リスクに対するヘッジ対象項目の公正価値変動とグループ全体の公正価値変動が比例的であることが必要	左記の要件は撤廃	—
■純額ヘッジ	不可	●許容。ただし、CFヘッジで純損益に与える期間が跨るものは不可 ●損益計算書の独立科目に表示	CFヘッジについては、為替リスクのヘッジで、ヘッジ指定時に損益計算書に与えるパターンが決まっている場合は適格
有効性評価	●過去の実績及び将来に向かってのテストが必要 ●80%－125%の数値基準	●将来に向かってのテストのみ要求 ●数値基準を廃止し、目的ベースの判断基準	目的ベースの判断基準の明確化 ●経済的関係の存在 ●信用リスクの影響が著しく優越しない。 ●ヘッジ比率は実際の使用量に基づく。
非有効部分	損益に計上	損益に計上	—
バランス再調整	●ヘッジ関係の変更はヘッジの中止による。 ●バランス再調整の概念無し	●ヘッジ関係の変更は、ヘッジ比率のバランスの再調整に対応 ●ヘッジ関係が将来有効性要件を充足しないと見込まれるときは、前もってバランス再調整可能(自発的なバランス再調整)	有効性評価の要求に従うヘッジ比率を維持する目的でヘッジ対象又はヘッジ手段の量を調整
ヘッジの中止	●数値基準から外れれば中止 ●任意に中止可能	●ヘッジ関係が、バランス再調整を行っても要件(リスク管理目的+有効性評価)を満たさなくなった場合、将来に向かって中止 ●任意の中止は不可	リスク管理目的とリスク管理戦略のガイダンスを設ける
公正価値ヘッジの会計手法	ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動を損益に計上	●ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動をOCIに計上 ●ヘッジ対象の公正価値変動は独立の科目で表示	●EDの提案を撤回 ●ヘッジ対象がFVOCI指定の株式等の場合は、FVの変動はOCIで処理
オプションの時間的価値	公正価値変動を損益計上	時間的価値の公正価値変動は一旦OCIに計上し、ヘッジ対象の性格に合わせて処理 ・取引関連は、ヘッジ対象の実現等に伴い損益計上 ・時間関連は、ヘッジ期間にわたり合理的に配分	先物予約の直先差額に適用(時間関連の処理)も可能
クレジット・デリバティブによるヘッジ	特別な規定なし(実務上適用不可)	具体的な提案に至らず	ローン、債券、ローン・コミットメントの信用リスクのヘッジに対して公正価値オプションの適用を認める(当初のみならず事後の指定も可能)

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

意図的な解除は認めないこととしている。

公開草案の段階では、OCI オプションを適用する株式等はヘッジ対象として認めていなかったが、レビュードラフトでは修正された。また、公開草案では、資産（又は負債）のグループの時価の変動のヘッジについては、ヘッジ対象リスクに起因する個々の資産（又は負債）の時価の変動がグループ全体の時価の変動におおむね比例すると見込まれるという要件を削除している。したがって、OCI オプションを適用する株式等について、株価指数先物でヘッジすることも、ヘッジが有効であれば、可能となる。

公開草案では、階層アプローチを、期前償還オプションが付いた契約を含む階層の公正価値

ヘッジに適用することを制限していた。階層アプローチでは、例えば 100 億円のヘッジ対象に対して最初の 80 億円の部分をヘッジするといった指定が可能となる。仮にヘッジ対象が 100 億円から 90 億円に減少した場合、IAS39 号の考え方だと、ヘッジ手段のうち有効なのは、80 億円 \times 90 億円 / 100 億円の 72 億円となるが、階層アプローチだと、ヘッジ対象金額は 80 億円を上回っているため、80 億円部分のヘッジは依然有効となる。期前償還オプションが付された契約が対象外ということになると、例えば、期前償還オプションの付いた住宅ローンのポートフォリオに対して階層アプローチが適用できなくなる。この制約については緩和を求める意見が多くレビュードラフトでは、期前償還オプションが付いたヘッジ対象にも階層アプローチを認めるよう修正している。

レビュードラフトでは資産と負債のネットポジションのキャッシュ・フローヘッジに対するヘッジ会計の適用を、為替リスクのヘッジに限り認めることとしている。その他、ローン等をクレジット・デリバティブでヘッジする場合に対して公正価値オプションの適用を認めることとしている。

前述のとおり、IASB は、一般的なヘッジ会計の新しい会計基準を 2013 年第 4 四半期に公表する予定である。

なお、2013 年 2 月に、ヘッジ手段の店頭デリバティブについて、法律・規制に基づき、中央清算機関を契約相手とするよう更改する場合には、ヘッジ会計を中止しなくてもいいこととするよう IAS39 号や IFRS9 号を改正する公開草案が公表されている。このうち、IAS39 号の改正部分は、6 月に基準が公表されている。

6. マクロヘッジ会計

IASB では、一般的なヘッジ会計とは別に、金融機関の ALM で用いられているリスク管理手法に対応するためのヘッジ会計について、一般ヘッジ会計とは切り離して検討している。主として金融商品の金利リスク管理を対象としている。例えば、固定金利の貸付金ポートフォリオと固定金利の預金・借入がある場合に、そのネットポジションを金利スワップでヘッジするといったリスク管理に対応するためのヘッジ会計を検討している。ヘッジ対象は、恒常的に増減が生じるオープン・ポートフォリオを想定している。

IASB では 2011 年 9 月から実質的な審議を開始している。現在までのところ、例えば、ヘッジ手段（金利スワップ等のデリバティブ）は時価で評価し、ヘッジ対象も相殺の効果を得るため、再評価（ヘッジ対象リスクが金利変動リスクであった場合は、金利の変動に伴うヘッジ対象の価値への影響を測定）し、差額を当期の損益又は OCI に計上する方法などが検討されている。ヘッジ対象としては、対象となるポートフォリオ全体ではなく、その中のリスク管理で規定されるリスクポジションであり、ポートフォリオ全体からリスクポジションを抽出するための下記の 11 のステップなどが検討されている。金融機関がコア預金を活用して金利関連資産・負債の ALM を実施していることを踏まえ、現行の IAS39 号では認めていないコア預金の再評価も認める方向である。為替リスク、コモディティ・リスクなど金利リスク以外のリスクもヘッジ対

象になる方向で検討されている。ただし、今までのところ決定されたものはない。IASB では、論点整理を 2013 年第 4 四半期（10～12 月）に公表する予定である。

- ステップ 1 全てを公正価値評価
- ステップ 2 金利リスクに起因するものを抽出
- ステップ 3 純利息マージンに着目した「金利」の決定
- ステップ 4 ポートフォリオを会計単位とする。
- ステップ 5 オープン・ポートフォリオに拡大
- ステップ 6 タイミングの相違
- ステップ 7 多面的なリスク管理
- ステップ 8 変動金利商品の検討
- ステップ 9 カウンター・パーティ・リスクの検討
- ステップ 10 内部デリバティブ
- ステップ 11 リスク限度